定　　款

株式会社ナルネットコミュニケーションズ

制定日　　：　2019年７月16日
改定日　　：　2023年８月27日

第１章 総　　則

（商号）

第１条　当会社は株式会社ナルネットコミュニケーションズと称し、英文では Nalnet Communications Inc.と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 自動車等のリースとそのメンテナンス業務
2. 自動車等の販売業務
3. 損害保険の代理業務
4. 自動車等のメンテナンスの受託業務
5. 自動車関連に関わる情報管理及び情報提供サービス及び情報処理サービス
6. 自動車等の販売代行の受託業務
7. 自動車等の販売管理の受託業務
8. リース及び割賦販売等自動車の残価保証業務
9. 自動車等の整備の保証業務
10. 自動車等のメンテナンスサービス販売業務
11. 自動車等の修理、点検、整備、鈑金塗装並びにその取次業
12. 自動車関連に関わるマーケティングリサーチ及び各種情報の収集、分析サービス
13. 古物売買及び古物売買の代理、仲介並びに斡旋
14. 一般物件のメンテナンスの販売及び受託業務
15. 事務処理及び事務代行業務
16. ビジネス及び業務プロセス全般の受託業務
17. 前各号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は本店を愛知県春日井市に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会
（２）監査役
（３）監査役会
（４）会計監査人

（公告の方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章 株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、21,000,000 株とする。

（単元株式数）

第７条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株主の権利制限）

第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

（２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

３．当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない

（基準日）

第10条　当会社は、事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２．前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

（株式取扱規程）

第11条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章 株主総会

（招集）

第12条　当会社の定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

（招集権者および議長）

第13条　株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

２．代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第14条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議方法）

第15条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第 309 条第２項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第16条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、議決権を行使することができる。

２．前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

第４章 取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第17条　当会社の取締役は、９名以内とする。

（取締役の選任方法）

第18条　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

２．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）

第19条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役及び役付き取締役）

第20条　代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

２．取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第21条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第22条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに、各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

２．取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第23条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役の報酬等）

第24条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役会の決議の省略）

第25条　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第26条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役との責任限定契約）

第27条　当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第 423 条第１項の取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第 425 条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

（取締役の責任免除）

第28条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第５章 監査役および監査役会

（監査役の員数）

第29条　当会社の監査役は、４名以内とする。

（監査役の選任方法）

第30条　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

（監査役の任期）

第31条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第32条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第33条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

２．監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議の方法）

第34条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会規程）

第35条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

第36条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役との責任限定契約）

第37条　当会社は、監査役との間で、会社法第 423 条第１項の監査役の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第 425 条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

（監査役の責任免除）

第38条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第６章 会計監査人

（会計監査人の選任）

第39条　会計監査人は株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第40条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２．会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第41条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第７章 計　　算

（事業年度）

第42条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月末日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第43条　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第44条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。

２．当会社の中間配当の基準日は、毎年９月 30 日とする。

３．前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（期末配当金の除斥期間）

第45条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

２．未払いの配当金には、利息をつけない。

（以下余白）